

別紙 1 (中間前金払を選択した場合)

さぬき市工事請負契約約款の特則

(前金払)

- 第 3 5 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 1 0 分の 4 に相当する額以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、当該請負代金額が 2 0 0 万円に満たないときは、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 1 4 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 1 0 分の 2 に相当する額以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 1 0 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 1 0 分の 6）に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、第 2 項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 1 0 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 1 0 分の 6）に相当する額を超えるときは、請負代金額が減額された日から 3 0 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 1 4 日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2. 5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した利息の金額が 1 0 0 円に満たないとき、又は 1 0 0 円以上であっても 1 0 0 円に満たない端数のあるときは、その全額又は端数金額を切り捨てるものとする。
- 9 前項ただし書の規定は、第 4 3 条第 2 項及び第 4 8 条第 3 項の場合に準用する。

(保証契約の変更)

- 第 3 6 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定めるもののほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(部分払)

- 第 3 8 条 削除